

内閣人 第一二五号

起 案

平成
六年七
月二五
日

決 定	上 奏	裁 可
平成二八年七月二六日	平成 年 月 日	平成 年 月 日

施 行

平成 年 月 日	平成 年 月 日
-------------------	-------------------

内閣総理大臣

内閣官房長官

内閣官房副長官



内閣総務官



麻 生 国務大臣

塩 崎 国務大臣

中 谷 国務大臣

河 野 国務大臣

高 市 国務大臣

森 山 国務大臣

石 原 国務大臣

島 尻 国務大臣

岩 城 国務大臣

林 国務大臣

石 破 国務大臣

菅 国務大臣

岸 田 国務大臣

石 井 国務大臣

遠 藤 国務大臣

高 木 国務大臣

馳 国務大臣

丸 川 国務大臣

加 藤 国務大臣

高等裁判所長官 菅 野 博 之

最高裁判所判事に任命する

内 閣

（九月五日付）

内閣

1 丁									裁 判 所				
	〃 六〇	〃 五八	〃	〃	〃 五五	〃	〃 五三	〃 五二		年 号	出 生 地	現 住 所	本 籍
	四	九	〃	〃	四	四	三	一〇		月			
	八	一	〃	八	七	一	二四	八		日			
より判事の職務を行わしむる者に指名する	判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定に	最高裁判所事務総局行政局付を命ずる	東京地方裁判所判事補に補する	判事補に任命する	司法修習生の修習終了	司法修習生を命ずる	東北大学法学部卒業	司法試験第二次試験合格		事			
	〃	〃	最高裁判所	内 閣	〃	最高裁判所		司法試験管理委員会		項	旧氏名	出生年月日	氏名
											庁 名		昭和二十七年七月三日

2丁		裁 判 所												
	年 号	昭 和 六〇	〃	〃			平 成 二		〃 六 三	〃		〃	〃	
	月	八	一〇	〃			四		四	〃		〃	〃	
	日	一	一	〃			七		一	〃		〃	〃	
事 項		最高裁判所事務総局行政局付を免ずる	簡易裁判所判事に兼ねて任命する	釧路家庭裁判所判事補に補する	兼ねて釧路地方裁判所判事補に補する	釧路簡易裁判所判事に補する	東京地方裁判所判事補に補する	東京簡易裁判所判事に補する	裁判所法第四十条第三項の規定により本官たる判事補につき任期終了	同時に兼官たる簡易裁判所判事退官となる	判事に任命する	東京地方裁判所判事に補する	簡易裁判所判事に兼ねて任命する	札幌地方裁判所判事に補する
庁 名		最高裁判所	内 閣		最高裁判所	内 閣			〃					最高裁判所

菅野博之

3丁											裁 判 所				
〃 一七	〃 一六	〃 一五		〃 一四	〃	〃	〃		〃	〃 一二			〃 七	平成 三	年 号
一	一	一		七	〃	〃	〃		〃	四			四	四	月
一	一	一		一	〃	八	七		〃	一			一	一	日
部の事務を総括するものに指名する											札幌簡易裁判所判事に補する				
部の事務を総括するものに指名する											東京地方裁判所判事に補する				
部の事務を総括するものに指名する											最高裁判所裁判所調査官に充てる				
部の事務を総括するものに指名する											東京簡易裁判所判事に補する				
東京地方裁判所判事に補する											兼官を免ずる				
東京高等裁判所判事に補する											最高裁判所裁判所調査官に充てることを解く				
裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了											東京高等裁判所判事に補する				
判事に任命する											最高裁判所				
東京高等裁判所判事に補する											内閣				
東京地方裁判所判事に補する											最高裁判所				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃											〃				
〃															

4丁										裁 判 所					年 号	月	日	事 項	庁 名
〃		〃	〃	〃	〃 二二二			〃		〃	〃 二一	〃 二〇	〃 一九	平成 一八					
六		〃	〃	四	一			六		五	一	一	一	一					
一		〃	八	七	一			一		二九	一	一	一	一					
検察官・公証人特別任用等審査会試験委員（検察官	部の事務を総括する者に指名する	東京地方裁判所判事に補する	判事に任命する	裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了	部の事務を総括する者に指名する	任期は平成二十一年十一月三十日までとする	特別考試担当）に任命する	検察官・公証人特別任用等審査会試験委員（検察官	家事審判法部会）	法制審議会臨時委員に任命する（非訟事件手続法・	部の事務を総括する者に指名する	部の事務を総括する者に指名する	部の事務を総括するものに指名する	部の事務を総括するものに指名する					
	最高裁判所		内 閣		最高裁判所	〃			法 務 省		〃	〃	〃	最高裁判所					

菅野博之

5丁				裁 判 所										年 号	月	日	事 項	庁 名	菅 野 博 之
	〃	〃	〃 二七		〃 二六			〃 二四	〃	平成 二三									
	〃	二	一		四			三	一	三	一								
	〃	一七	一		一			一二	一	三一	一								
	大阪高等裁判所長官に補する	高等裁判所長官に任命する	部の事務を総括する者に指名する		部の事務を総括する者に指名する	東京高等裁判所判事に補する		水戸地方裁判所長を命ずる	水戸地方裁判所判事に補する	部の事務を総括する者に指名する	法制審議会臨時委員を免ずる	部の事務を総括する者に指名する	任期は平成二十二年十一月三十日までとする	特別考試担当）に任命する					
	最高裁判所	内閣	最高裁判所		最高裁判所		〃		最高裁判所	法務省	最高裁判所	法務省							